

京都大学大学院横断教育プログラム推進センター要項

平成30年3月28日
総長裁定制定

- 第1 京都大学に、大学院横断教育プログラム推進センター（以下「センター」という。）を置く。
- 第2 センターは、大学院横断教育プログラムとして本学が実施する博士課程教育リーディングプログラムにおける教育の質を保証するために必要な業務を行う。
- 第3 センターに、センター長及び副センター長を置く。
- 2 センター長は、教育担当の理事をもって充てる。
 - 3 副センター長は、第5第1項に定める大学院横断教育プログラム運営協議会の議を踏まえて、センター長が京都大学の専任の教授のうちから指名する。
 - 4 副センター長の任期は、2年の範囲内でセンター長が定める。
 - 5 センター長は、センターの所務を掌理する。
 - 6 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 第4 センターに教員を置き、必要に応じてその他の職員を置くことができる。
- 第5 センターに、大学院横断教育プログラムの実施に関する重要事項を審議するため、大学院横断教育プログラム運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。
- 2 運営協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 各研究科長
 - (4) 国際高等教育院長
 - (5) センター長が指名する国際高等教育院副教育院長 若干名
 - (6) 第12第1項の規定によるプログラムコーディネーター
 - (7) その他センター長が必要と認める者 若干名
 - 3 前項第7号の協議員は、センター長が委嘱する。
 - 4 第2項第7号の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第6 運営協議会に、議長及び副議長を置く。
- 2 議長は国際高等教育院長をもって充て、副議長は第5第2項第2号、第3号及び第5号の協議員のうちから議長が指名する。
 - 3 議長は、協議会を招集する。
 - 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 第7 運営協議会は、協議員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。
- 2 運営協議会の議事は、出席協議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
 - 3 運営協議会は、必要と認めるときは、協議員以外の者を出席させて説明又は意見を聴

くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、運営協議会の議事の運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

第8 運営協議会に、大学院横断教育プログラムにおける教育の評価及び質保証、運営に関する企画並びに関係する研究科との調整に関し必要な事項を審議するため、大学院横断教育プログラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 第12第1項の規定によるプログラムコーディネーター

(4) その他センター長が必要と認める者 若干名

3 前項第4号の委員はセンター長が委嘱し、その数は前項第3号の委員と同数以上とする。

4 第2項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長はセンター長をもって充て、副委員長は副センター長をもって充てる。

3 委員長は、運営委員会を招集する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第10 第7の規定は、運営委員会について準用する。この場合において、「運営協議会」、「協議員」とあるのはそれぞれ「運営委員会」、「委員」と読み替えるものとする。

第11 センターに、博士課程教育リーディングプログラムを実施するため、次の各号に掲げる組織を置く。

(1) グローバル生存学リーディング大学院

(2) 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成リーディング大学院

(3) デザイン学リーディング大学院

(4) 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院

第12 第11各号の組織に、プログラムコーディネーターを置く。

2 プログラムコーディネーターは、当該組織の業務を掌理する。

3 プログラムコーディネーターは、第13第1項の当該組織の専任の教員であつて教授である者のうちから、第14第1項に定める当該組織の教授会において選出する。

第13 第11各号の組織に、専任及び兼任の教員を置く。

2 前項の兼任の教員として、当該組織が実施するプログラムに関する研究科その他の部局（以下「研究科等」という。）の教授を、研究科等ごとに1名以上置くものとする。

3 前2項に定めるもののほか、第11各号の組織に、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

第14 第11各号の組織に、当該組織に係る次の各号に掲げる事項を審議するため、教授会を置く。

- (1) 教員人事、予算その他管理運営に関する重要事項
 - (2) 教育課程に関する事項
 - (3) プログラムを履修する学生の選抜に関する事項
 - (4) プログラムを履修する学生の進級、修了その他の学生の在籍に係る審査に関する事項
 - (5) その他プログラムの実施に関する重要事項
- 2 第11各号の組織の教授会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 当該組織の専任の教授
- (2) 第13第2項で当該組織の兼任の教員として置いた研究科等の教授 研究科等ごとに1名以上
- (3) 当該組織の兼任の教授（前号に掲げる者を除く。） 若干名
- (4) その他教授会が必要と認める者 若干名

3 前2項に定めるもののほか、第11各号の教授会に関し必要な事項は、当該組織の教授会が定める。

第15 第11から第14までに定めるもののほか、第11各号の組織に関し必要な事項は、当該組織のプログラムコーディネーターが定める。

第16 センターに関する事務は、教育推進・学生支援部教務企画課において処理する。

第17 この要項に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 この要項の実施後最初に委嘱する第5第2項第7号の協議員及び第8第2項第4号の委員の任期は、第5第4項本文及び第8第4項本文の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。
- 3 当分の間、博士課程教育リーディングプログラム京都大学大学院思修館に係る教育の質を保証するため、第5第1項の運営協議会の審議事項及び第8第1項の運営委員会の審議事項に同プログラムに係る事項を加え、同プログラムの責任者に第5第2項第7号の協議員及び第8第2項第4号の委員を委嘱するものとする。